

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件 判決要旨

- 1 衆議院議員の選挙に関する累次の最高裁判決の趣旨によれば、憲法は、選挙権の内容の平等、すなわち、投票価値の平等を要求しているが、投票価値の平等は、選挙制度の仕組みを決定する絶対の基準ではなく、国会が正当に考慮することのできる他の政策的目的ないし理由との関連において、調和的に実現されるべきものである。
- 2 前回の平成26年12月の総選挙においては、議員1人当たりの選挙人数の最大較差は1対2.129であって、較差が2倍以上となった選挙区は13選挙区に上ったが、その後の法改正の結果、本件選挙当日の最大較差は1対1.979となって2倍を下回り、較差が2倍以上の選挙区はなくなった。また、その法改正により、平成32年以降の大規模国勢調査の結果に基づき、都道府県の区域内における選挙区の数にアダムズ方式により配分し、選挙区間の人口の最大較差が2倍以上にならないようにすること、平成32年に実施予定の大規模国勢調査までの措置として、平成27年の簡易国勢調査の結果に基づき、選挙区間の人口の最大較差が2倍未満となるように区割りを行うことなどが定められ、本件選挙までに、小選挙区選挙の定数が6削減されるとともに、97選挙区において区割りが改められた。そうすると、従前の最高裁判決で投票価値の平等の要求に反する状態を生じさせる要因とされた区割基準としての1人別枠方式は、規定上廃止されただけでなく、実質的に解決されたというべきである。
- 3 従前の最高裁判決で示された選挙区割りの違憲状態の瑕疵は解消されたといえ、本件選挙時における選挙区割りを定める公職選挙法の規定が憲法に違反していたとは認められない。

以上